

---

令和7年 第139回（定例）新温泉町議会会議録（第4日）

令和7年9月12日（金曜日）

---

議事日程（第4号）

令和7年9月12日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第3 議案第59号 新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第60号 新温泉町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第61号 新温泉町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第62号 新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第63号 町道歌長高山線法面修繕工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 議案第64号 町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第65号 浜坂中学校体育館空調設置工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第66号 山村広場照明LED化改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第67号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第68号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第69号 令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第70号 令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第71号 令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第72号 令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第73号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 認定第1号 令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

		ついて
日程第22	認定第5号	令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第6号	令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第7号	令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
日程第25	認定第8号	令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
日程第26	認定第9号	令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
日程第27	認定第10号	令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について
日程第28	請願第3号	刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書提出の請願について（総務産建常任委員会委員長報告）

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	諸報告	
日程第2	報告第7号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第3	議案第59号	新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第60号	新温泉町税条例の一部改正について
日程第5	議案第61号	新温泉町火入れに関する条例の一部改正について
日程第6	議案第62号	新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について
日程第7	議案第63号	町道歌長高山線法面修繕工事請負変更契約の締結について
日程第8	議案第64号	町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事請負契約の締結について
日程第9	議案第65号	浜坂中学校体育館空調設置工事請負契約の締結について
日程第10	議案第66号	山村広場照明LED化改修工事請負契約の締結について
日程第11	議案第67号	令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について
日程第12	議案第68号	令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第13	議案第69号	令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第14	議案第70号	令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15	議案第71号	令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第16	議案第72号	令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第17 議案第73号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 認定第1号 令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第26 認定第9号 令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第27 認定第10号 令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について
- 日程第28 請願第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書提出の請願について（総務産建常任委員会委員長報告）
- 追加日程第1 意見書案第2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

---

出席議員（16名）

1 番 中 村 茂君	2 番 西 村 龍 平君
3 番 澤 田 俊 之君	4 番 米 田 雅 代君
5 番 岡 坂 遼 太君	6 番 森 田 善 幸君
7 番 浜 田 直 子君	8 番 河 越 忠 志君
9 番 竹 内 敬一郎君	10番 重 本 静 男君
11番 岩 本 修 作君	12番 宮 本 泰 男君
13番 中 井 勝君	14番 中 井 次 郎君
15番 小 林 俊 之君	16番 池 田 宜 広君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 ..... 島 木 正 和君 書記 ..... 中 家 亨君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西 村 銀 三君 副町長 ..... 西 村 徹君  
教育長 ..... 森 田 篤 志君 温泉総合支所長 ..... 小 谷 豊君  
牧場公園園長 ..... 廣 瀬 泰 徳君 総務課長 ..... 中 井 勇 人君  
企画課長 ..... 西 脇 一 行君 税務課長 ..... 石 原 通 孝君  
町民安全課長 ..... 村 尾 国 治君 健康課長 ..... 島 田 秀 則君  
福祉課長 ..... 松 本 晃 君 商工観光課長 ..... 谷 口 薫君  
農林水産課長 ..... 原 憲 一 君 建設課長 ..... 森 田 忠 浩君  
上下水道課長 ..... 谷 岡 文 彦君 浜坂病院事務長 ..... 松 岡 宏 典君  
介護老人保健施設ささゆり事務長 中 島 昌 彦君 会計管理者 ..... 山 本 幸 治君  
こども教育課長 ..... 朝 野 繁 君 生涯教育課長 ..... 中 尾 良 平君  
調整担当 ..... 谷 口 修 一君 代表監査委員 ..... 島 田 信 夫君

### 午前9時00分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第139回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われておりますので、その結果の報告並びに提出議案であります条例改正案、事件案及び補正予算案などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第139回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

### 日程第1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る令和7年9月5日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙、議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催をされておりますので、その

状況をそれぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が令和7年9月9日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

令和7年9月9日開催。牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は報告事項2件です。1、令和7年度牧場公園工事進捗状況について。2は、町制20周年記念事業予算で購入した羊の事故についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。

農林水産課は報告事項6件です。1、世界農業遺産シンポジウムの開催状況について。2、新温泉町制20周年記念事業、第20回新温泉町子牛共進会の開催について。3、新温泉町農作物渇水対策支援交付金交付要綱の制定について。4、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正について。5、農業法人活性化支援事業の概要について。6は藻場の保全事業。三尾地区、栄養塩類の供給の概要についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。1、新温泉町火入れに関する条例の一部改正について。2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）については、いずれも委員会として了承しました。その他は、第107回兵庫県畜産共進会についての日時と場所のお知らせであります。

建設課の報告事項は、町道久谷桃観線災害復旧に伴う対応についての1件です。

協議事項は4件です。1、町道歌長高山線法面修繕工事請負変更契約の締結について。2、町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事請負契約の締結について。3、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について。4、令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は報告事項2件です。1、令和7年度町税等徴収実績について。2の令和7年度町税等賦課状況については、町民税個人賦課概要、固定資産税賦課概要、軽自動車税賦課概要、国民健康保険税賦課概要です。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。1、新温泉町税条例の一部改正について、2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について、いずれも委員会として了承しました。

商工観光課は報告事項3件です。リフレッシュ館町民プールのリニューアルについて。2、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集開始について。3は世界の但馬牛まつりの実施についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についての1件です。委員会として了承しました。

企画課は報告事項5件です。1、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業について。

2、新温泉町地域振興事業補助金交付要綱の一部改正について。3、自治会アプリ、情報共有アプリの導入について。4、新温泉町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の制定について。5は新温泉町子育てキャッチフレーズ・ロゴマークの決定についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についての1件です。委員会として了承しました。

総務課は報告事項3件です。1、職員の懲戒処分について。2、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。3は財政運営に関する基本方針の実績についてです。委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。1、新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について。3、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、付託されました請願第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書提出の請願については、令和7年第139回新温泉町議会定例会1日目、令和7年9月3日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和7年9月9日開催の委員会において審査を行いました。本請願は、冤罪の発生を防ぎ、冤罪が発生した場合に速やかに救済することは国の責務であり、冤罪は、有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない人権侵害であります。よって、刑事訴訟法の再審規定を改正することを求めるものであります。当委員会は請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものとなりました。

閉会中の継続調査の10件について、議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

委員長、御苦労さまでした。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が令和7年9月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） おはようございます。

それでは、民生教育常任委員会の報告を行います。

開催日は令和7年9月10日。公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全

課、健康課、福祉課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査を行いました。

まず、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりです。報告事項2件です。1、公立浜坂病院事業の利用状況及び経営状況について。2、投資的事業、進捗状況について。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、町民安全課、報告事項2件。1、新温泉町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正について。2、新温泉町資源ごみのクリーンパーク北但への搬入について。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項1件。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について、委員会として了承いたしました。

次に、健康課であります。協議事項3件。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について。2、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。3、令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、福祉課であります。協議事項2件。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について。2、令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、こども教育課であります。報告事項1件。1、大庭認定こども園仮園舎について。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項3件。1、浜坂中学校体育館空調設置工事請負契約の締結について。2、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について。3、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課、報告事項1件。1、新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会設置要綱について。こちらも詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件であります。1、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について。2、山村広場照明LED化改修工事請負契約の締結について。3、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、上下水道課であります。協議事項1件。1、令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について。委員会として了承いたしました。2、大庭認定こども園園舎耐震改修工事の早期整備を求める要望書が、大庭認定こども園保護者から出されており、委員の御意見を伺いました。3、閉会中の継続審査であります。閉会中の継続調査申出書のとおり、9件について議長に申し出ることいたします。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を打ち切ります。

重本委員長、御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

---

## 日程第2 報告第7号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料5ページを御覧ください。資料上段の現行制度を御覧いただき、財政の状況は、健全、早期健全化、再生の3段階に分けられています。このうち早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。

6ページには、5つの指標とそれぞれの基準値が整理されています。縦軸に5つの指標、横軸に段階別の基準値が記載されています。例えば実質公債費比率は、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となります。ただし、健全な段階であっても18%を超えると、地方債の発行には国との協議、許可が必要となります。なお、将来負担比率及び資金不足比率については、再生段階の基準は設けられていません。

次に、7ページの内容は6ページの繰り返しとなるため、説明は割愛いたします。

続いて、8ページを御覧ください。こちらは5つの比率ごとに対象となる会計等の範囲を示した図となります。実質赤字比率は、一般会計と浜坂地区残土処分場事業特別会計が対象です。連結実質赤字比率と実質公債費比率は全会計が対象で、後者には一部事務組合等への負担金のうち、準元利償還金も含まれます。将来負担比率は、さらに第三セクターへの債務負担分も含めた広い範囲となります。資金不足比率は、公営企業会計が対象となります。

次に、9ページ以降は各指標の計算式や根拠を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

それでは、1ページにお戻りいただき、令和6年度決算における5つの指標について

概要を説明いたします。

まず、実質赤字比率です。こちらは一般会計と浜坂地区残土処分場事業特別会計を対象とした比率です。赤字の要因である繰上げ充用額、支払い繰延額、事業繰越額はいずれも発生しておらず、分子がゼロのため該当なしとなります。

次のページ、連結実質赤字比率は表の左側です。町全体の10会計を対象とし、各会計の実質収支または資金剰余額を合算します。いずれも赤字は発生しておらず、分子が黒字のため、この指標も該当なしです。

次に、表の右側の細長い列の資金不足比率を御覧ください。地方財政法上の公営企業会計5会計、浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業までを対象にしています。いずれも資金不足額は発生していないため、全て該当なしです。

次に、3ページの実質公債費比率です。これは町全体10会計及び一部事務組合等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率です。この比率は3か年平均で求めるため、令和4年度から令和6年度までの平均となります。令和6年度単年では、10.73096%、3か年平均では小数点未満切捨ての11.0%となりました。昨年度の11.2%から0.2ポイント減少しており、増加傾向から減少に転じています。

次に、4ページは将来負担比率です。これは将来にわたって町が負担すべき負債の総額を標準的な年間財政規模で割った比率です。つまり、町の負債が年間収入の何年分に相当するかを表す指標です。分子となる将来負担額は地方債残高の増加があった一方で、基金残高の増加などにより、全体としては減少しました。一方、分母の標準財政規模は、町税や普通交付税の増加により、前年度より増えました。結果、将来負担比率は18.9%となり、昨年度より3.7ポイントの減少となりました。

それでは、議案に戻っていただき、報告第7号、5つの指標について御報告いたします。

健全化判断比率の実質赤字比率と連結実質赤字比率は、該当なし。実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は18.9%。次に、資金不足比率は5会計全て該当なし。以上により、全ての指標において、健全段階にあることを御報告いたします。

なお、今後も町債の発行や基金の造成には慎重に対応するとともに、病院等の経営改善にも引き続き取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前9時21分休憩

午前9時22分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ここで、監査委員から健全化判断比率及び資金不足比率に関わる審査報告を受けたい

と思います。

島田代表監査委員から審査報告をお願いいたします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率、審査意見を申し上げます。意見書を御覧いただきたいと思います。

まず、第1の審査の概要であります。審査の対象、審査の期日、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので、御清覧いただきたいと思います。

第2の審査の結果です。審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。なお、健全化判断比率の状況であります、また、資金不足比率の状況につきましては、記載のとおりでありますし、先ほど総務課長が説明をしたとおりでございます。御清覧をいただきたいと思います。

最後に、第3の審査意見を申し上げます。健全化判断比率の状況は、全ての指数において早期健全化基準未満でありました。今後とも効率的、効果的な行財政運営を進められ、引き続き財政基盤の安定化に努められたいと思います。

以上、審査意見といたします。

○議長（池田 宜広君） 監査委員の審査報告が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

島田代表監査委員、自席にお戻りください。

暫時休憩をいたします。

午前9時25分休憩

午前9時25分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

### 日程第3 議案第59号

○議長（池田 宜広君） 日程第3、議案第59号、新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第59号について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料14ページを御覧ください。このたびの条例改正では、公職選挙法施行令の改正により、物価変動を踏まえて、国政選挙での選挙運動に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴い、本町における選挙運動用自動車、ビラ、ポスターの公費負担限度額を見直すものです。

次のページを御覧ください。まず、1つ目は、自動車使用の公営費です。自動車借上げ契約の上限額は現行の1万5,800円から1万6,100円に、燃料供給契約は1日当たり7,560円から7,700円に、それぞれ引き上げられます。

次に、2つ目は、ビラ作成の公営費です。本町が該当する5万枚以下の場合、1枚当たりの単価が現行7円51銭から8円38銭に引き上げられます。

3つ目は、ポスター作成の公営費です。ポスター掲示場500以下に該当する本町の場合の印刷費の算定方式が改められ、1枚当たりの単価を現行525円6銭から586円88銭に引き上げるとともに、企画費を31万500円から31万6,250円に改める内容となっています。

次に、11ページから13ページまでの条例の新旧対照表を御覧ください。こちらに示すとおり、自動車借上げ費用や燃料費、ビラ、ポスター作成費用の上限額をそれぞれ改正案の金額に改めるものです。

それでは、議案の条例本文附則を御覧ください。施行期日は公布の日からとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第4 議案第60号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、議案第60号、新温泉町税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） それでは、議案第60号、新温泉町税条例一部改正について御説明いたします。

地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、令和7年法律第7号が、令和7年3月31日、参議院で可決され、法案が成立したことに伴い、町の税条例についても所要の改正を行うものであります。

令和7年4月1日施行分の改正規定は、既に専決処分を行っていますが、令和8年1月1日及び4月1日の施行に係る改正を行います。改正は大きく3つの内容となっております。1つ目は公示送達関係、2つ目は個人町民税関係、3つ目はたばこ税関係でございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。説明の都合上、審議資料21ページ、タブレットは21ページの令和7年度税制改正に対応するための税条例の改正についてを御覧ください。

1、公示送達に関する概要でございます。公示送達とは、地方団体の徴収金、税以外も含みます。賦課徴収または還付に関する書類は郵便等により交付することとしていますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査を行った上でも、なお交付できない場合には、町役場の掲示場に必要事項を掲示し、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす制度でございます。現在、役場、支所の掲示場に掲示することで行っている公示送達を、新温泉町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、役場、支所の掲示場または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能になるものでございます。

この規定の施行の日は未定であるが、令和5年改正法の公布の日、令和5年3月31日から起算して3年三月を超えない範囲内において、政令で定める日に施行されることとされているため、令和8年6月までに施行されることとなります。このたび、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正が行われたことから、条例の規定を整備するものでございます。

(2)根拠法令は、地方税法施行規則、令和7年3月31日総務省令第30号です。施行日は、地方税法の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行日でございます。

2、個人町民税に関する概要でございます。令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として所得税法の改正が行われ、これに伴い、個人住民税に関して次のとおり制度改正が行われることとなりました。いずれも所得税と同様の対応であります。給与所得控除の最低保障額を65万円とする、現行は55万円です。扶養親族等に係る所得要件を58万円とする、現行は48万円です。

大きく変わりましたのは、次の19歳以上23歳未満（大学生年代）の親族について、(1)、(2)に伴い、特定扶養控除の対象となる給与収入の額を103万円以下から123万円以下とするとともに、給与収入123万円を超え、188万円以下である者を特定親族特別控除の対象とする。控除額は給与収入の150万円から逡減され、逡減額は審議資料25ページ、タブレット25ページを御清覧いただきますようお願いいたします。また、審議資料の24ページに記載しておりますが、所得税の計算の例によるとされている部分については、地方税法及び条例の改正は必要なく、本条例の改正については特定扶養親族特別控除の創設に伴う規定の整備のみとなります。

それでは、審議資料22ページ、タブレットは23ページにお戻りください。根拠法令は、地方税法、令和7年3月31日可決、成立、同日公布です。施行日は、令和8年1月1日でございます。

続いて、3、町たばこ税関係でございます。加熱式たばこについては、紙巻きたばこより税負担の水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえた国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても課税の適正化の観点から課税方式が見直された。現在、重量と価格によって加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算している賦課方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する等の仕組みとされました。この法改正に伴い、条例附則に所要の規定を新設する。また、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施する経過措置を定めるものでございます。

(2)根拠法令は、地方税法、令和7年3月31日、可決、成立、同日公布です。施行日は、令和8年4月1日でございます。

それでは、議案のタブレット16ページにお戻りいただきまして、附則でございます。このたびの改正附則としまして、第1条では施行期日を記載しております。また、第2条では公示送達に関する経過措置を設けております。第3条では町民税、第4条では町たばこ税に関する経過措置を設けております。

以上、新温泉町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君）　ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第 5　議案第 6 1 号

○議長（池田 宜広君）　日程第 5、議案第 6 1 号、新温泉町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君）　本件につきましては、気象庁の発表する注意報の名称変更に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君）　原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君）　それでは、議案第 6 1 号、新温泉町火入れに関する条例の一部改正について御説明をいたします。

本条例は、新温泉町の森林または森林の周囲 1 キロメートル範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第 2 1 条の許可の手續、その他必要な事項を定めるもので、気象庁の発表する注意報の名称変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。説明の都合上、審議資料 2 6 ページをお願いいたします。

条例の新旧対照表になります。左が現行、右が改正案でございます。火入れの中止に係る条項の第 1 4 条第 1 項の 2 行目、下線部分、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に、「発令」を「発表」に改正し、2 項、2 行目、下線部分の「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に、2 行目から 3 行目の下線部、「発令」を「発表」に改正をいたします。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

次に、このたびの条例改正に至る経過につきまして御説明をさせていただきます。本年 6 月 1 6 日付で、県より、市町が定める火入れに関する条例の確認についてとして、事務連絡による依頼がございました。この内容につきましては、森林法第 2 1 条による火入れ許可について、昭和 5 8 年に公布された行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律に伴い、市町村への事務移譲がなされ、各市町において火入れに関する条例が制定されているところ、条文に記載された名称等が昭和 6 3 年に既に解消されているなど、

条文の相違が生じている状態が散見されており、各市町の火入れの条例の条文について相違がないか、確認を求める内容でございました。これを受けまして、担当課で当町の火入れに関する条例条文を確認いたしましたところ、指摘がありましたとおり、条文に相違が確認されたことから、このたび改正の提案を行ったところでございます。

説明は以上です。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第 6 議案第 6 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、議案第 6 2 号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校の屋内運動場を廃止することに伴い、所要の改正を提案するものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 議案第 6 2 号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について御説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料の 27 ページを御覧ください。体育施設条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案です。下線部分を御覧いただきまして、旧八田中学校、旧照来小学校ともに屋内運動場を廃止するため、改正案では両施設を削除し、改正を行うものです。

それでは、議案、タブレットで 22 ページの条例本文を御覧ください。附則でございます。施行期日としまして、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。また、本条例の一部改正に伴いまして、2、新温泉町使用料徴収条例の一部を次のように改正を行うものです。

再び、すみません、審議資料、28ページの別表第31を御覧ください。使用料徴収条例の新旧対照表です。同じく左側が現行、右側が改正案です。下線部分を御覧いただきまして、旧八田中学校、旧照来小学校ともに屋内運動場を廃止するため、改正案では、両施設を削除し、改正を行うものです。

また、関連資料といたしまして、審議資料29ページに本体育施設管理規則一部改正、30ページに使用許可申請書、31ページに使用許可申請の新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は以上のとおりとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 旧照来小学校の屋内運動場施設はなくなるんですけど、その後の利用について伺いたいと思います。

今、グラウンドが現状あるんですけど、その隣にある体育館を壊すわけなんですけども、段差がありますよね、1メートル近くあるのかな。その跡地利用はどういうふうにするのかな、多分グラウンドで使うんであったら、非常に使いにくいというふうに思うんですけど、八田中学校はほぼグラウンドとフラットですので、ちょっといびつな格好ですけど、利用は可能かなと。旧照来小学校の体育館の段差はどういうふうに解消しようと思っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 今、御質問のありました体育館解体後の跡地利用につきましては、少年野球とも協議させていただいておりますが、解体後は駐車場として利用させていただく予定にしております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 駐車場ということは、あれ、普通財産になるのかな。いわゆる、せっかくのグラウンドを、ちょうどあれ、長方形のグラウンドなんですよね、旧照来小学校のグラウンドっていうのは。体育館があることによって長方形になったんだけど、体育館を撤去すれば、フラットにすれば結構四角くて、大きいグラウンドになると思うんだけど、その予定はないのかな。

グラウンドをそのまま駐車場に利用するというのは、とてももったいないような気がするんだけど、どうでしょうか。使い道が増えるというふうに思うんだけど、フラットにしたほうが。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 現状では体育館のほうは解体させていただくんですが、校舎を解体した際に、体育館に併設する形でトイレを新設させていただいております。トイレのほうはまだ新しいので、グラウンドを利用される方に、トイレのほうは残すよ

うな形になりますので、引き続きトイレは残した形で駐車場で利用させていきたいと考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） ただ、もったいないような使い方をしないほうがいいよと、有効に利用したほうがいいよというふうに言ってるんです。トイレだけのためにそういうふうにご利用するっていうのは、すごくもったいないような気がする。

さっき言った、普通財産になるのかなって言ったんだけど、普通財産にはしなくて、体育施設として使うのかな。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 今後、また検討させていただきたいと思っておりますが、引き続き行政財産として利用していく予定になっております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 今回、削除というか、あと、八田の旧の中学校の体育館ですけど、これについては代替というものはどういうふうを考えているのかなと。利用実態をすごくつかんでるわけじゃないんですが、一部使ってるというふうに聞いたことがありますので、代替。

それと、それからここは避難所であったように思うんですが、その辺りの代替の考え方というのはどういうふうにしてるのかなということも確認します。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 旧照来小学校の体育施設につきましては、周辺に現在の照来小学校体育館、すこやかドーム、健康公園の体育館がございまして、そちらのほうを代替施設として利用いただくよう、現在の利用者のほうに提案させていただいております。

また、旧八田中学校体育館につきましては、旧奥八田小学校の体育館を代替施設として利用いただくよう御提案させていただいております。

旧八田中学校につきましては、避難所として指定されておりましたが、先般、隣のみあけ館、ふるさと館のほうに避難所が変更されておりますので、問題ないというふうに考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

日程第 7 議案第 6 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 7、議案第 6 3 号、町道歌長高山線法面修繕工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道歌長高山線法面修繕工事請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 6 3 号、町道歌長高山線法面修繕工事請負変更契約の締結について説明いたします。

まず、審議資料の 3 2 ページ、タブレットでは 3 3 ページを御覧ください。今回の変更概要です。1、変更理由につきましては、本工事における週休 2 日制度の取組により、労務費、機械経費、共通仮設費率及び現場管理費率を補正するものです。

2、変更内容といたしましては、本工事の現場閉所の達成状況として、4 週 8 休以上の 1 0 0 %となる見込みであることから、労務費等の補正を、それぞれ下表に記載の率で補正するものです。

3、変更金額としましては、変更前請負額 1 億 3, 9 3 6 万 3, 4 0 0 円に 5 7 6 万 7 0 0 円を増額し、変更後請負額を 1 億 4, 5 1 2 万 4, 1 0 0 円とするものです。

それでは、議案第 6 3 号をお願いいたします。議決事項といたしまして、1、契約の目的は、町道歌長高山線法面修繕工事。2、契約の方法は随意契約。3、契約の金額は 5 7 6 万 7 0 0 円の増。4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町歌長 2 7 0 番地、立道建設株式会社代表取締役、立道摩利子氏です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

日程第 8 議案第 6 4 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 8、議案第 6 4 号、町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 6 4 号、町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事請負契約の締結について説明いたします。

説明の都合上、まず、審議資料の 3 4 ページ、タブレットでは 3 5 ページを御覧ください。工事の概要です。1、事業概要につきましては、町道橋である七釜橋において法定点検を実施した結果、防護柵や伸縮装置などに損傷が認められ、補修が必要との指摘があることにより、予防保全の観点から当該箇所の修繕工事を行い、損傷の進行を防ぎ、通行の安全性向上を図ることを目的、理由として行う事業です。

なお、本事業費の財源につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用するものです。

2、主な工事の内容としましては、塗装塗り替え工、デザインパネル再塗装工、止水材取替え工で、それぞれ記載の数量を当初設計で見込んでいます。

3、工事期間は、来年、令和 8 年 3 月 3 1 日までとしております。

次に、3 5 ページを御覧ください。関係図面をまとめたものです。図面右下が位置図でして、御存じのとおり、七釜橋は栃谷区から七釜区へ渡る岸田川に架かる道路橋で、橋長は 9 7. 6 メートルです。左上が、一部表示を省略していますが、岸田川上流側から見た側面図、真ん中が平面図、その下が床板を真上から透過した図面です。また、右上には、左岸側から見た標準断面図を示しています。

次に、3 3 ページ、タブレットでは 3 4 ページに戻っていただきまして、入札公表調書を御覧願います。先月、8 月 2 5 日に、町内業者 1 3 者による指名競争入札を執行いたしました。1 回目の入札が最終入札となりまして、入札状況としましては、8 者が最低制限価格を下回り、失格、その他の応札者の中で、立道建設株式会社の 5, 5 4 9 万 6, 0 0 0 円が最低入札額となり、これに 1 0 %相当額を加算した金額 6, 1 0 4 万 5, 6 0 0 円で落札されました。

それでは、議案第64号をお願いいたします。議決事項といたしまして、1、契約の目的は、町道七釜正法庵線七釜橋修繕工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、6,104万5,600円。4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町歌長270番地、立道建設株式会社代表取締役、立道摩利子氏です。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 以前の橋梁の改修工事の中で、契約後、仮使用してる中で、実際に当初あった亀裂がさらに増えたというような事例がありました。実際に請負契約が行われた後にそういった状況が変わったとすれば、その責任というのは非常に難しいところがあると思います。そういったことの中で、着工前の、要は設計当初と一致してるかどうかについての確認というのが必要だと考えておりますけれども、その辺りについては今までの経験の中で準備をされて、変更があったときに、その責任の所在というものを明確にした上で変更契約等が行われるべきだと考えておりますけれども、そういった準備はされてるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 以前そういう事例があったということでございますけれども、今回の七釜橋につきましては、昨年度設計したばかりでございます。昨年度からその状況につきましては、現況につきましては、ほぼ変わらないというふうに認識しております。なので、現在の設計どおりでいけるというふうに、こちらとしては踏んでおりますので、もし仮に現場に入ったときに、契約がまだですので、受注者との打合せはこれからなるんですけれども、そういったことが生じましたら、そのように対処していきたいと考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 前回の工事の中での建設課の説明では、当初は設計図書どおりだったと。しかし、発注後に増えた。しかし、その増えたものは請負者の責任ではないということの中で変更が行われました。そういったことの中で、責任の所在というものははっきりとしていかないと、発注者としての、要は公のお金を使っていくということについての責任が取れないということになりますので、そこについては明確に。今おっしゃられたように、請負者に確認をしてもらって、別に設計者が確認するというのではなくて、設計図書どおりの現状であるかどうか、それを工事者に確認してもらった上で、その後の発生した何らかの支障というものは責任をはっきりできる形を取って、もちろん自然災害とかもありますので、全てが請負者の責任ということにはならない部分もありますけれども、責任の所在がはっきりとなるような工事の管理をされていくべきだと思いますので、御注意いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） ただいまの議員の御指摘につきましては、先ほども申し上げましたけども、受注者との打合せはこれからになりますので、その辺りを踏まえまして、責任の所在とかいうのも確認項目に入れながら打合せを行い、現場のほうも把握しながら工事のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○議員（8番 河越 忠志君） よろしくお願ひします。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 単純な疑問なんですけども、最低価格の中で失格者が8者ある、13者の指名の中で8者っていうのは、大体こんなもんなんですか。私はちょっと異常に多いんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 大体こんなものかと言われますと、それは様々でございますので、今回はこういう結果であったと。入札制度上、最低制限価格を設けてます。ランダム係数を導入しますという中で、このような結果であったと受け止めてます。なので、それ以上でも、それ以下でもないと思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） それと、すみません、生活の便の中で、この工事中の中で、通行止めだとか、そういったような格好になるのかどうなのか、その辺の確認をさせていただきます。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 先ほども申し上げましたけれども、現時点では未契約でございますので、受注者との打合せはまだできておりません。ただ、本課の担当者、監督員との間では、通行規制は片側交互通行としまして、全面通行止めをしなくても施工が可能であるのではないかというふうには話しているところでございます。仮に全面通行止めが、そういう措置を取らざるを得なくなった場合でも、極力最短で、支障が、影響が少なくなるように施工をしていきたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をさ

れました。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 03 分休憩

午前 10 時 15 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 9 議案第 65 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 9、議案第 65 号、浜坂中学校体育館空調設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、浜坂中学校体育館空調設置工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしく願います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第 65 号、浜坂中学校体育館空調設置工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

まず初めに、審議資料の 37 ページを御覧ください。工事概要でございます。1 の(3) 目的でございます。近年の猛暑による授業及び部活動への影響、災害発生時の指定避難所としての機能などを勘案し、環境改善、防災の機能の向上を図るものでございます。

2、主な工事内容は、(1)空調設備は、冷温水循環方式による壁面輻射冷暖房でございます。熱源はガス。設置機器は輻射パネルなど、記載のとおりでございます。壁面輻射冷暖房につきましては、資料の下側に記載のとおりで、輻射パネル内部にある管に、冷房時は冷水を、暖房時は温水を流すことにより放射する遠赤外線によって、室内の冷暖房を行うものでございます。具体的には、高温の物質から低温の物質に熱が移動することを利用した空調システムでございます。この空調システムのメリットとしましては、温度のむらがない、無音、無風であること、また、エアコンの風によるほこりの飛散がない、あと、輻射パネルが長期間使用できることなどでございます。(2)非常用電源設備はディーゼル発電装置で、停電時の空調設備の起動などに使用を行います。

3、工事期間は契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まででございます。

38 ページからは図面を添付をしております。38 ページの図面につきましては、左側がステージ、右側が出入口で、校舎側となります。この 38 ページは空調設備の配管図で、図面左上の器具庫の屋外、左側に LP ガスボンベを 18 本設置、屋外上側にはガスヒートポンプチラーを 2 台設置します。

39ページはその詳細図ということになっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

40ページから42ページまでは輻射パネルの配置展開図でございます。合計31枚設置することとしております。

43ページは電源設備の平面図でございます。図面右上には、非常用発電機を設置することとしております。

続いて、36ページにお戻りください。入札公表調書でございます。2の入札年月日は、本年8月25日。

9の入札状況でございますが、町内業者8者による指名競争入札を行っております。1者が辞退、7者による入札の結果、株本建設工業株式会社が8,495万円で落札となり、上の4、落札価格につきましては、10%相当額を加算した9,344万5,000円でございます。令和7年8月26日に仮契約を締結しております。

それでは、議案を御覧いただきまして、1、契約の目的は、浜坂中学校体育館空調設置工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、9,344万5,000円。4、契約の相手方は、株本建設工業株式会社でございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 大変大事な工事だと思いますけども、多分この工事してからずっと維持管理も入ってきますんで、少し詳しい質問をさせていただきたいなと思います。

まず、今回選択されたやり方、ほかにもたくさんあると思うんですけども、いい面、悪い面、まずそれをお聞かせいただきたいなと思います。

それから、それにつきまして、多分ランニングコストっていう部分が入ってくると思っています。この輻射、温水、冷水っていうのは多分熱効率からすれば一番悪いやり方だと思いますんで、特にランニングコスト関係をちゃんと計算されたか、その辺の対比があれば教えていただきたいなと思います。

そして、この非常用の電源設備ということで、ディーゼルということになっておりますけども、これ、何時間想定でやられてるか。そしてまた、これ、本体のほうがLPガスになってるんですけども、なぜディーゼルなのかなと。LPにすれば別に、別途のものを置く必要はないように思うんですけども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まず、方式についてでございます。よい面、メリットにつきましては説明の中で申し上げさせていただいたとおりでございます。さらに、

そのランニングコストの関係もございます。輻射パネルにつきましては、耐用年数が30年以上ということございます。通常、エアコン方式でございますと、室内機、室外機、15年程度で更新ということになりますので、更新時には今回の方式ですと、室外機はガスヒートポンプチラーですね、室外機のほうの更新をしていくということで、室内機に当たるパネルにつきましては引き続き使用ができるということですので、その更新時の費用を抑えることができるということございます。

あと、説明で申し上げましたとおり、無音、無風ということですので、エアコンのような風であったり、音が出るということがございませぬし、ほこりの飛散等もないという、そういう面がメリットということになります。

あと、効率が悪いということでコスト比較ということでございます、ちょっと委員会でもその点、御質問いただいております、そこでうまく、ちょっと説明ができなかったんですけども、今回の方式でございますと、電気代は本当に僅かの額になります。主にはガスで動かしますので、これもあくまでも試算というところで、実際の使用状況等が異なってきますので、想定で、例えば1日8時間を年間160日使ったと想定したところで、電気代が年間約16万円程度で、ガス代につきましては約170万円程度ということで、全体で190万円弱ぐらいになるのかなというような見込みをします。

電気のエアコン方式でございます。これもちょっとなかなか計算方法、難しいんですけども、デマンド値というものがあります。契約電力がピークを迎えてしまいますと、そのデマンド値が高いまま1年間契約、次の1年後に下がるまで、その高い金額で基本料金を電気代、支払うというような契約でございますので、そのデマンド値を下げる必要があるという、電気の節約をするにはですね、ということがあるんですけども、エアコン式のものを、例えば天井につる方式を9台設置したものを、これ、あくまでも試算ということで、消費電力が本当、最大するとき、それが本当にあるのかどうかというのはちょっとなかなか想定ができないんですけども、消費電力が最大で考えて、それが30分続くということはなかなか考えられないんですけども、ちょっと最大値ということで説明させていただくんですけども、そうすると、基本料金が年間で150万円程度上がるのかなというふうに思っています。通常の使用料金が170万円程度ということで、全体で320万円程度、これは最大ということで、そこまでいかないかもしれないんですけども、ということございます。ですので、この水冷式、今回の冷温水による空調式から比較しますと、約130万円程度の電気代の増になるのかなというふうに思っておりますので、その辺りからしても光熱水費の節約ができるというふうに考えております。

あと、発電機の関係でございます。非常用発電機につきましては、基本的には、発電をしたときにこのガスヒートポンプチラーを起動する必要がありますので、そこに電気が要るということで、さらに、ファンも回りますので、そういう電気が必要になってくるということございます。ですので、そんなに電気は使う必要がありませんので、そ

このちょっと何日というのはないんですけども、ちょっとそこまでは計算してないんですけども、例えば満タンでガスがありますと、24時間運転したとして、使用可能日数が、これもあくまでも試算ということで、使用条件で異なってくるんですけども、7.5日程度、満タンであれば使える、ガスで、ガスを燃料に空調するということになりますので、7.5日程度使えるということになります。そういうものを想定しております。

あと、すみません、発電機をディーゼル方式を選択した理由ということで、納期であったりコスト面を勘案してディーゼル式を今回採用してるとということで、軽油を燃料としておりますので、それを給油しておけば使えるというものになりますので、そこは特段、使用上問題ないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 環境という部分を重視したという説明は分かりますけども、ただ、このデメリット言われてないんですけども、多分これ、あったかくなったり寒くなるまでに非常に時間がかかる方式だと、私、理解してるんですね。この温水とか冷水を使うものですから。であれば、災害時とか、そういうものに対するときに困るんじゃないかなっていう思いもあります。それでまた、この体育館、建築から何年たってるのかな。要するに、これ、設備として30年使えますよというお話をされますけども、体育館の本体自身が、あと一応当局の説明では、ある程度の年数を決められてると思います。そういうことも考慮されて選択すべき話ではないのかなという思いもありますし、それから、このディーゼルをあえて使う必要はなくて、LPで、これ、ボンベ搬送になってますけども、バルクタンクとか、そういう設備もある中で、ボンベにされてる理由がよく分かんないとか、ちょっと設計のほうの、もう少し大きな目で見られて考えて設計されるべき話ではないのかなというふうに思います。だから、総合的な設備費用、ランニングコストを大きな面で、確かにいい面、悪い面、どの方式でもあると思いますけど、その辺考慮しながらまた考えていただけたらなとは思っています。以上です。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 空調の暖めたり冷やしたりするのに時間がかかるということで御意見をいただいているんですけども、確かに即効性があるのはエアコンの方式と、風を送る方式のほうが即効性があるというふうに聞いております。このたびの運用でございますけども、体育館が夏場に均一な温度になるのが30分程度前につけていただくということを想定してます。15分前でも冷房効果が発生するというふうには聞いております。冬期間におきましては60分前につけていただくということを想定しております。30分前でも暖房効果が発生するというところでございます。暖房につきましては、確かに外気が関係してきますので、今想定してるのは外気プラス9度ということでございます。ですので、とても寒い日には確かに利きが悪いことがあるかもしれませんので、そこは現在あるような暖房機器も併用しながら使っていくということを考えております。

冷房をする際に、冷水がすぐに温まるものでもありませんので、電源を切っても冷房効果は継続するという事も聞いてますので、その辺りは気象状況により異なるんですけども、1時間から2時間程度、冷水がまだありますので冷房効果もあるということです。そういうメリットもございますので、そこは使用しながら運用については検討していきたいというふうに考えております。

あと、建築年でございますけども、浜坂中学校につきましては昭和51年ということでございます。今の計画では適正な管理による維持保全ということでございますので、今の施設のまま維持していくということを今考えているところでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） ディーゼルではなく、ガスでもいけたんじゃないかと。なぜディーゼルであったのかということ。続けて。

○こども教育課長（朝野 繁君） 先ほど申し上げましたとおり、その発電機の納期であったり、あと、コスト面も考えまして、ディーゼルを今回は選択させていただいたというところでございます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） エアコンなりが学校に入ってきて、ほぼ、普通教室についてはできたということで、次は体育館。体育館は避難所なり、そういう機能を有しますから、そういう部分では全国的な傾向ですし、よく検討をされてこのガス方式にしたと思うんですけど、あんまりなじみがないというか、ユートピアがエアコン入れた部分がありますけど、ガスで。学校ではなかなかないという気がします。但馬でもたしかなかった気がしますし、そういう部分で、確固たる比較の中でしたと思うんですけど、うちについてはこれが初めてですから、これからの方向をどういうふうにするかっていうことははっきりとは聞いてないんですけど、夢中、それから他の小学校なりにしていくのか、そんなこともちょっと聞いてみたいと思うんですけど、要は、1つ設置した場合に、ああ、これ駄目だから次にというようなことは避けるべきだし、そういう意味からいったら、やっぱりもう少し強烈というか、選定理由というか、それがやっぱりちょっと欲しいなという気がしましたし、今、ちょっとごめんなさい、同僚議員の質問、ちょっと聞き取れなかった部分もあったりするもので、一番のポイント、メーカーなりから出たもんがあるんですけど、実際に使ってる、学校で多分使ってると思いますから、その辺りも結構調査されたのかなということも聞いてみたいと思います。ですから、選定の理由をちょっと改めてということと、それから、今後の町の体育館の冷暖房という部分についての考え方で、当面は夢中は次にするのかなと、そんなことも併せて聞きたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） ガス方式はなじみがないということで御意見いただいとるころなんですけども、災害時にはガス方式が強いというふうに考えております。

停電であっても非常用発電機がございまして使えますので、ガスのボンベがあれば、それを町内業者に配達してもらうということもできますし、電気の復旧までに時間がかかるときに、ガス方式であれば今ある施設に貯蔵されているガスボンベでも運用ができますし、もしそれが足らなくなったときも、町内業者から配達してもらうということが可能かなというふうに思っております。

あと、今後についてでございますけれども、明確にどこをとすることはまだ決定できておりませんので、今後施設設備をしていく必要性は感じておりますし、そういう計画にもしておりますので、どこの学校を何年度にというところは予算編成の中で検討していきたいというふうに考えております。おっしゃるように、夢が丘中学校というのは最有力かなというふうには思っております。

それと、この選定理由でございますけれども、これまでから申し上げたとおりでございますまして、メリットを申し上げさせていただいております。それらを総合的に勘案して、今回はこの壁面輻射冷温水の方式を取らせていただいておりますので、これだからというのではなく、総合的に判断させていただいたということでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 今後の学校のエアコンの統一性を、連続性みたいなものを考慮したのかということはどうですか。

○こども教育課長（朝野 繁君） 現時点では、ランニングコストなども勘案しまして、今回採用させていただいた方式がベストというふうに思っておりますので、それを中心に今後も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 視察等はどうだったかというのは。

○こども教育課長（朝野 繁君） 視察につきましては、これ、委員会でも説明させていただいているんですけども、計画段階では担当者のほうが、鹿児島の方に施設がございまして、そこの体育館の空調を確認に行っておりますし、私も今年度に入ってからになりますけど、山口県の方に体育館で設置されているところを視察させていただいて、とても暑い日でありましたけども、室内は空調が効いているというような状況でございました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 近くでの導入実績というものはありますか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） すみません、メーカーがたくさんございまして、様々だと思いますので、ちょっと私がこれまでから確認をさせていただいているメーカーで近くが山口県でしたので山口県の方に行かせていただいたということで、県内ではちょっと導入実績を確認できていません。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 災害発生時の指定避難場所として活用するという事で浜坂中学校の体育館はしたんですけども、先ほど課長が答弁するのに、今後の予定は決まってませんということでしたけど、以前からずっと言ってます。かわいい子とかわいくない子をつくらんようにしなさいよって、ずっと教育長に言ってきました。前教育長にね、今の教育長には今が初めてですけど。できたら、同じような、どこが先っていうのは、一遍にできんというのはよく分かります。ただ、計画だけは持っとかんと、浜中はつくりました。ただ、夢中、ほかの小学校、避難場所になってますけど、今後の予定は決まってませんっていうのは、いわゆるかわいい子とかわいくない子をつくるというふうに理解します。町長は、いつも、うちは基金潤沢にあると、たくさんあるよ、使えるお金、予算あるよってずっと言ってます。何でできんかったのかなと思ってね。（「そんなこと言っちゃおらん」と呼ぶ者あり）いや、言ってますよ。だから、そこらはしっかりと一定してもらわないと困りますけどね。（「議長、ちょっと訂正求めること」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） ちょっと待って。（発言する者あり）町長、発言停止しますよ。今の件に関しての答弁。

朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 予算編成の中ではっきりさせていただくということになろうかなと思います、こういう場で説明させていただくということは。ですので、今、浜坂中学校に今回整備させていただきますので、恐らく次は夢が丘中学校ということになろうかなと思いますけども、そこは予算編成の中で協議して決定していきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第10 議案第66号

○議長（池田 宜広君） 日程第10、議案第66号、山村広場照明LED化改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、山村広場照明L E D化改修工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） それでは、議案第66号、山村広場照明L E D化改修工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料の45ページを御覧ください。事業の概要といたしまして、目的は、山村広場のグラウンド照明を環境に配慮しL E D器具に取り替え、電気使用量の削減、耐用年数の長期化につなげるとともに、C O<sub>2</sub> 排出量を抑え、地球温暖化の防止を図るものです。

主な工事内容といたしまして、既設の照明器具108台を撤去し、L E D器具に取り替えるものです。

工事の期間は、契約締結日から令和8年3月25日までとなります。

46ページには配置図、47ページには取付け詳細図をつけさせていただいております。

44ページの入札公表調書を御覧ください。去る令和7年8月25日に、本件に係る工事入札を指名業者10者にて行っております。うち2者が辞退、8者で入札を行いまして、うち4者が最低制限価格未満で失格、落札価格は税込み7,917万8,000円、落札業者は藤井電気株式会社、令和7年8月26日に仮契約を行っております。

議案のタブレット26ページに戻りまして、契約の目的、山村広場照明L E D化改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額7,917万8,000円。契約の相手方は豊岡市正法寺614番地の1、藤井電気株式会社。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

○議長（池田 宜広君） 日程第11、議案第67号、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和7年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第68号から議案第72号までの令和7年度特別会計5会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第12 議案第68号 から 日程第16 議案第72号

○議長（池田 宜広君） 日程第12、議案第68号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第69号、令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第14、議案第70号、令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第15、議案第71号、令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第72号、令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特

別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第68号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第72号、令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）についてまでにつきましては、それぞれ予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第68号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認め、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第69号、令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第70号、令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第71号、令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第72号、令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前11時07分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第17 議案第73号

○議長（池田 宜広君） 日程第17、議案第73号、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和7年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 今回、3,300万円ということで計上されております。この関係の流れをいま一度確認させていただきたいと思うんですけども、設計委託とか、予算とか、その辺の全体の流れをいま一度御説明して、最終的にこの図面になったということで、そして、この仮設の分の収容人員、それから、ほかの園の全体の園の収容人員の定数を教えていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まず、流れでございまして、設計監理の予算を令和7年6月でお認めいただきまして、その後、設計監理業務の委託を契約させていただいております。この図面に至った経過ということでございまして、中にトイレなどを設置しているということもございまして、この辺りについては、園の御意見も、園長等の意見も聞きながらこういう配置にさせていただいてるところで、この図面に至った経過と申しますと、現場の先生方とも確認を取りながら、こういう内容で最終まとまったということもございまして、

あと、収容人員でございまして、今2歳児を想定しております。1歳児ですとまた人員変わってくるんですけども、2歳児ですと29人こちらで保育、教育ができるというふうに考えております。

あと、全体のということでございまして、常任委員会で園児数を毎回報告をさせていただいております。ゆめっこ認定こども園であれば保育認定が130人、教育標準認定が40人、浜坂認定こども園が保育認定が120人、教育標準認定が40人、大庭認定こども園が保育認定が90人、教育標準認定が40人ということになります。ただし、浜坂認定こども園につきましては、このたびの改修に伴いまして、この辺りも健康福祉事務所のほうに変更の届出等を行うことも考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 令和7年6月のときに設計の関係が出ました。ただ、結構な期間がかかっております。早くしないといけない事案なんですけども、結構時間がたつてと思うんですけど、その辺の経過はなぜそういうふうになってるのかという部

分と、それから、あと、多分今の現地の仮設を建てる場所、これ、非常に園としては昔からあったところを造成してやられる、それから、新しく造ったものところを取り壊されるとか、そういう工事も含んでるかどうかというところもお聞かせいただきたいなと思います。

そして、定員の話は当然最初にあるべき話であって、追加でやりますとか、もう人数想定を先にして図面を描かないといけないんじゃないか。大庭を受け入れる、これだけ増築したら2歳児を受け入れる状態ですじゃなくて、やはり、きちっとした定員管理から入る図面設計が必要じゃないかとは思いますが、その辺はどういうふうな流れで、ですから、工事とその辺の絡みと、きちんと御説明をしていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 令和7年6月から予算成立が時間がかかっているということもございますけども、当初考えていたのが、予算成立後に随意契約で設計業者と契約を締結するというのも考えておりました。ただ、内部で検討した結果、入札を行って契約業者を決定するというのに、内部協議をさせていただいた結果、そのようになりましたので、それで入札を執行した結果、審査会を開いたり入札通知を行う、さらに入札を行って契約ということになるんですけども、その期間に予算成立から24日程度、このたび契約するまでかかっております。結局入札につきましては、町内業者5者指名をさせていただいたんですけども、4者から辞退の届出が来ましたので、結果的に1者しか応札意向がないということで入札中止ということになりまして、その後に随意契約を締結してるということで、その分期間がかかっておりまして、当初考えていた予定よりは時間が延びてしまっているということで、このたび追加議案でお願いすることになったということもございます。

仮設園舎を設置する場所でございますけども、今、松があったり、少し小高くなっていたり、あと、池があるということでございます。そこを撤去させていただいて、仮設園舎を設置するということを考えておりますし、この仮設園舎使用後は、現状では復旧しない計画とさせていただいております。

あと、定員の件でございますけども、これにつきましても、年度当初から内部で園長等も交えて協議をしてきているところでございます。そこで想定を、浜坂認定こども園と大庭認定こども園の方が入園したときに、さらに2歳児の大体の入園の率なども検討して、今の、先ほど申し上げました収容人員以内で収まるという想定でこの事業を進めておりますので、今後、入園希望は改めて取らせていただくんですけども、そこで想定より増えると、もしかしたら入園調整ということも出てくるかもしれませんが、今の想定では、その面積で入園いただけるのではないかとこのところで計画を進めさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 今のお話を聞かせていただいたら、まず、大きな問題が

何点かあるんじゃないかなと思います。内部協議で入札ができない、要するに随契もできない、5者入札して、それから1者しかないということは、当初設計の内部協議の話の中で、その辺がきちんと上手にできてなかったんじゃないかなというふうな考え方も私はできるんじゃないかなと、その辺がしっかりすれば、そういうことにはならなかったんじゃないかなと思います。

それから、ここの壊す場所があります。これ、浜坂のこども園の保護者とか了解取られていますか。一方的に行政がしますよじゃなくって、やはり、そこの了解もしていただくというのは大事な話になってくると思うんですけども、その辺はちゃんと保護者とか、そういう皆さんに了解取られたのかっていうのも確認させていただきたいと思います。ですから、本当に入札の流れが非常にありますんで、いま一度、その辺の内部協議で、どういう部分があって最終的にこういう形になったのか、この図面ができたのか、その辺の御説明を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まず、大きく2点かなと思っておりますけども、まず1点目の保護者の了解を取られてるのかどうかということでございますけども、この場所に仮設園舎を設置させていただくということは、令和7年5月17日に、まず、浜坂認定こども園のほうですね、大庭認定こども園も別の日程で説明会させていただいておりますけども、その中で、令和7年5月19日に浜坂認定こども園の保護者の皆さんには時間をつくっていただきまして、ここの場所で仮設園舎を設置させていただきたいということも説明をさせていただいております。また、直近では、進捗状況の報告ということで、令和7年8月28日に今回の予算を提出させていただく前に、浜坂認定こども園の、これは役員の皆さんでございますけども、改めて経過の報告をさせていただいているということで、一定説明はさせていただいているということで理解はさせていただいております。

あと、入札の関係でございますけども、やはり金額が、予算が300万円ということで、もう少し金額が少なければ随意契約ということも考えられたかもしれないんですけども、このたびの金額からいくと、やはり入札を執行するべきということで入札を行わせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） この件は、大庭認定こども園の改修に伴う補正であると思っております。これ、申し訳ないんですが、改めて工事の流れを、工事の流れっていうか、今この工事が始まりますし、本体の工事なり、そういう流れを教えてほしいと思います。最終、どこで、要は園舎が完成して、それに併せて子供たちの動きというのも改めて教えてほしいと思います。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） この流れにつきましては、本年6月の常任委員会でも、今後の予定ということで記載をさせていただいております。その時点の見込みということになるんですが、令和7年11月に仮設園舎の工事に着手します。これは浜坂認定こども園内ということです。令和8年2月に仮設園舎の完成をしまして、令和8年4月には、大庭認定こども園を休園しまして、浜坂認定こども園で大庭認定こども園の皆さんも、ここは保護者の希望をとということになりますので、皆さんが浜坂認定こども園に入園されるということのはっきりしないわけですけども、想定では大部分の方が浜坂認定こども園に入園されるというふうに思っております。園舎の耐震補強改修の工事着手というのを、この時点の計画では令和8年7月とさせていただいております。今の工事着手というのは、大庭認定こども園の園舎の耐震補強改修工事に令和8年の7月に着手しまして、その工事が令和9年3月に完成ということで、新園舎への引っ越し作業等を行いまして、大庭認定こども園の耐震補強等をした後の新園舎での保育は令和9年4月ということを計画をしているところでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） そういう中で、今まで説明があったと思うんですが、新しい大庭、改修後の大庭認定こども園には、0歳児は入れるんだったでしょうか。せっかく大きな改修をする中で、0歳児が入ったらいいなという気持ちを半分持っております。

それと、以前の教育長の発言の中で、6年後ぐらいには再編を考えていきたいと、そんな話がありました。そこには、どういったらいいですか、ずれというか、大庭ができて、それから、その先に6年後があるわけですけど、0歳児の受入れが浜坂地域では明星しかなくて困ってる方もたくさんおられますので、それからいえば……。

○議長（池田 宜広君） 中村委員、これね、工事の補正予算ですから、全体概要ではないので、その辺十分踏まえて質疑をしてください。

○議員（1番 中村 茂君） はい、分かりました。大庭で0歳児を受け入れるかどうかということと、今回の工事に返りますけど、根本的な課題として、浜坂地域の0歳児の受入れということがありますから、今工事で造る仮設園舎ですけど、3,300万円、かなりの金額ですし、多分、物もしっかりしたものと違うかなと、レンタルというふうに聞いたんですけど。それを今おっしゃったスケジュールの中で、終わったら解体ということでしょうか、その活用ってできんのかなという。永久的にっていうことよりは、浜坂地域の0歳児の受入れがめどが立つまで、そこで仮設園舎を使った0歳児の受入れというようなことは想定できんのかなと、それをちょっと聞いてみたいと。今、即答弁はできんと思いますが、これから、要は極力早く浜坂地域の0歳児を受けていかんといけんということが根本にありますから、その方法の一つとしてこの仮設園舎が使えんかなと、そういうふうな気持ちを持っております。いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まず、大庭認定こども園での0歳児の保育というところでございますけども、これまでから、常任委員会の資料で大庭認定こども園の改修計画というのは示させていただいてるところです。ですので、0歳児の保育室を設けるとなると、さらに大規模な改修工事になります。ですので、現時点では、今の機能を維持するための大規模改造ということでございますので、そこは予算面をこれまでから御指摘いただいているところですので、ちょっと0歳児保育というのはできないということでございます。

あと、しっかりした建物なので、今度の仮設園舎が活用できるのではないかとということでございますけども、この仮設園舎につきましては、大庭認定こども園の改築のための、耐震補強、大規模改造のための仮設園舎です。仮設の申請というのは基本的に1年、工事に伴う期間ということになってます。1年というのは、原則で1年のようですけども、工事期間によって多少延ばしたりということは可能のようでございますが、基本的に1年でございまして、工事完了すると撤去するというものが仮設園舎ということになりますので、0歳児の保育室に活用するということができないということでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 確におっしゃることはまともな答弁だと思いますし、ただ、そういう条件を持ったうちの町の現状ですから、もう少し考えを、そういう考えもあるなというのか、そういう検討をしてもらえんかなと。すぐに0歳児を受け入れるようなことを考えてますか、教育委員会は。でもね、こういう材料を使って、そういうことも短期をしのぐわけ、望ましい園舎ができるまでの間に、つなぎとして、この3,300万円の施設を使う手が無いのかなと。十分な資料をもってして発言してるわけじゃないんですが、一つの方向かなというふうに感じていただければありがたいです。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 答弁の繰り返しになるんですけども、仮設園舎の0歳児保育の活用というのはちょっと、仮設の期間中であれば、もしかしたら……（発言する者あり）あ、そうですね、0歳児保育についてはできないですね。ですので、仮設につきましては、大庭認定こども園の改修に伴うものということでございまして、その目的以外の長期間の活用というのはできないということで、よろしく申し上げます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 29 分休憩

---

午前 11 時 29 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、認定第 1 号、令和 6 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第 10 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの 10 議案について、一括上程を行います。

---

日程第 18 認定第 1 号 から 日程第 27 認定第 10 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 18、認定第 1 号、令和 6 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19、認定第 2 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20、認定第 3 号、令和 6 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 21、認定第 4 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 22、認定第 5 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 23、認定第 6 号、令和 6 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 24、認定第 7 号、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第 25、認定第 8 号、令和 6 年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第 26、認定第 9 号、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第 27、認定第 10 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について御提案を申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、認定第 2 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 10 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきましては、各会計の決算の認定について御提案を申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 32 分休憩

---

午前 11 時 33 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、最初に、令和 6 年度新温泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見を申し上げます。

資料のほう御覧いただきたいと思います。まず、第 1 の審査概要であります。うち審査の対象、審査の期間、審査の手續につきましては、記載のとおりでございますので、御清覧をいただきたいというふうに思います。

第 2 の審査の結果です。審査に付された一般会計及び 5 事業特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況の書類等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理につきましては、おおむね適正に行われているものと認められました。

なお、一般会計及び特別会計の決算概要は、次のページより記載しておりますので、また御参考にしていただけたらというふうに思います。

続きまして、25 ページの第 4、審査意見を御覧いただきたいと思います。人口減少及び施設の老朽化などにより、年々財政負担が増加することが予想されるため、引き続き計画性のある健全財政運営に当たられたいと思います。

このような状況の下、審査意見として次の事項を申し述べます。まず、第 1 に、自主財源の確保と債権管理についてです。自主財源、特に税金の徴収については、毅然とした町の姿勢が必要であります。滞納者情報の共有体制を整え、徴収・債権管理対策を徹底されたいと思います。私債権については、早急に債権管理条例を制定するなど、運用に伴う体制整備についても検討されたいと思います。

2 番目に、入札、契約事務の適正な執行についてです。競争原理の働かない 1 者との随意契約については、町財務規則の運用である随意契約ガイドラインの徹底に努められたいと思います。

次に、時間外勤務の管理についてです。全庁的に恒常的な時間外勤務が散見されました。所属長は業務量を把握し、課内の協力体制を整えるとともに、時間外勤務の原因を把握し、職員定数の適正化、組織運営の効率化などにより、時間外勤務の縮減に努力されたい。

4 番目の職員の人材育成についてです。効率的な業務の遂行にはチームプレーが必要であります。職員全体で業務を遂行する意識の醸成、体制整備を強化されたい。職員が生き生きと仕事ができる人事管理、人事異動、また研修、福利厚生を充実されたい。

5番目に、公有財産の適正管理です。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進捗状況を把握し、遊休施設の活用状況を調査の上、現有施設とともに有効活用を図りたい。また、備品管理については、町財務規則及び町備品取扱要領に基づき、適正管理を行われたい。

6番目に、事業効果・成果の検証です。補助金交付事業については基本に立ち返り、対象団体の公益性や公共関与の妥当性等、さらに厳密に検討して実施することが必要であります。公金を安易な事業執行や事業消化に終わることがないように事務事業の執行に当たられたい。

最後に、7番目、内部統制の充実です。出退勤時のタイムカード打刻、出張命令と復命、休暇届などの服務に関しても突合により一致しないものがございました。不適切な事務処理を未然に防ぎ、より質の高い行財政運営を着実に進めるために、文書管理、予算管理、契約事務などを検証し、全庁的視野に立って内部統制の充実を図られたい。

以上、一般会計、特別会計の監査意見といたします。

続きまして、地方公営企業会計の決算意見を申し上げます。

まず、第1に、審査の概要であります。これも審査の対象、審査の期間、審査の手続につきましては、記載のとおりでありますので御清覧をいただきたいというふうに思います。

第2の審査の結果です。審査に付された決算報告書、財務諸表、事務報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。

地方公営企業法第3条の経営の基本原則に沿って、常に企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、職員が総力を挙げて業務に取り組んでいるが、今後においても、各事業等いずれもますます厳しい財政事情を勘案するとき、中長期的経済状況を見据えながら業務運営の促進を図り、経営改善に資するよう、なお一層の努力を要望いたします。

なお、各会計の決算概要につきましては、次ページ以降記載しておりますので、また参考にしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後のページの第4、審査意見を御覧いただきたいと思っております。

まず、新温泉町浜坂温泉配湯事業についてです。経営戦略を基に、経営の効率化・改善に努められたい。徴収見込みのない未収金については、債権管理条例等を制定するなど、対策を研究されたい。

次に、新温泉町水道事業についてです。まず、経営戦略を基に、計画的な施設整備と経営基盤の安定を図り、引き続き経営の効率化に努められたい。

次に、水道使用料の未収金についてですが、引き続き、給水停止等、実効性のある取組を行われたい。

3番目に、経営戦略に基づく中長期の見通し及び精度向上のため、早急な水道料金の

改定を進められたい。

次に、新温泉町下水道事業についてです。施設の改修、整備及び事業の外部委託を含め、より一層の経営改善に努められたい。未収金については、滞納の解消に向けて、引き続き実効性のある取組を行われたい。

3番目に、経営戦略に基づき、精度向上に努めるとともに、早急な下水道料金の改定と統一を進められたい。

4番目の新温泉町公立浜坂病院事業です。医療技術者等の人材確保と人材育成に努められたい。自治体事業としての役割を常に検証しながらコスト縮減に努められるとともに、経営効率化・改善に努められたい。診療所を含めた地域医療の在り方等については、交通政策と併せ、抜本的な改革を強く望むものであります。未収金については、他の私債権と同様に、債権管理条例制定へ向けた研究を進められたい。

病院事業についてですが、公立浜坂病院経営強化プランに沿った改革を継続し、地域における良質な医療を確保されたい。備品、医療機器の購入及び管理については、適正に行い、有効に活用されたい。

最後に、介護老人保健施設事業、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション事業についてですが、利用者とその家族のニーズに対応したサービス提供を徹底されたい。入所・通所稼働率の向上及びコスト縮減に努めるとともに、経営改善を図られたい。

以上、審査意見といたします。

○議長（池田 宜広君） 島田代表監査委員、ありがとうございました。

決算審査報告は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第1号、令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの10議案は、決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10議案は、決算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選をしております。休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告をいたします。

決算特別委員会委員長に中村茂君、副委員長に森田善幸君が選任をされておりますので、決算特別委員会は会期中に御審査を賜りますようお願いをいたします。

---

### 日程第28 請願第3号

○議長（池田 宜広君） 日程第28、請願第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

竹内総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 失礼します。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

記。1、審査事件。請願第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を国に求める意見書提出の請願について。令和7年9月3日、総務産建常任委員会に付託。請願者、兵庫県美方郡新温泉町浜坂2034-1。部落解放同盟浜坂支部支部長、西口正男。

審査の結果。令和7年第139回新温泉町議会定例会1日目（9月3日）の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和7年9月3日開催の委員会において審査を行いました。

本請願は、冤罪の発生を防ぎ、冤罪が発生した場合に速やかに救済することは国の責務であり、冤罪は、有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない人権侵害である。よって、刑事訴訟法の再審規定を改正することを求めるものであります。当委員会は、本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものといたしました。

以上、請願審査報告書であります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がございましたらお願いをいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 竹内委員長、ありがとうございました。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 50 分休憩

午前 11 時 50 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

#### 追加日程第 1 意見書案第 2 号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま意見書案第 2 号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてが提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、意見書案第 2 号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 意見書案第 2 号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について。別紙刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を新温泉町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。令和 7 年 9 月 12 日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、澤田俊之。賛成者、新温泉町議会議員、中村茂。賛成者、新温泉町議会議員、森田善幸。

それでは、内容については、朗読をさせていただいて説明とさせていただきます。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）。再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

冤罪は、有罪とされた者や家族の人生に大きな影響を及ぼし、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。冤罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にして冤罪が発生した場合には、人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示

制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障がない。そのため、裁判官や警察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

冤罪は、減らすことはできてもなくなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにもかかわらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続規定が整備されなければならない。

よって、国においてはこれらの課題を踏まえ、必要な検討を進めた上で刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和7年9月12日。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様。兵庫県新温泉町議会議長、池田宜広。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。澤田議員、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま採択をされました意見書第2号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定をいたしました。

---

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全て終

了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次は、令和7年9月25日木曜、午前9時より会議を開きますので、議会議事堂にお集まりをください。長時間お疲れさまでした。

午前11時58分散会

---